

横須賀市、市民の終活情報を登録開始

主席研究員 小谷 みどり

神奈川県横須賀市は、今年5月から終活情報登録伝達事業（通称「わたしの終活登録」）を開始した。希望する市民の終活情報を横須賀市に生前登録してもらい、万が一の場合には、市が本人に代わって、本人があらかじめ指定した親族や病院、福祉施設などに情報を開示するという事業である。

登録できる内容は、（1）本人の氏名、本籍、住所、生年月日、（2）緊急連絡先、（3）支援事業所等、（4）かかりつけ医師やアレルギー等、（5）延命措置の可否についての意思の保管場所・預け先、（6）エンディングノートの保管場所・預け先、（7）臓器提供意思、（8）葬儀や遺品整理の生前契約先、（9）遺言書の保管場所と、その場所を開示する対象者の指定、（10）墓の所在地、（11）本人の自由登録事項の11項目で、市民が希望する項目を自由に登録できる。情報漏えいを防ぐために、情報はデータではなく、書面で管理される。

横須賀市では2015年7月から、預貯金が225万円以下、土地と家屋を合わせた固定資産評価額が500万円以下、年金などの月収が18万円以下で、頼れる親族がないひとり暮らし高齢者を対象に、エンディングプラン・サポート事業をすでに開始している。収入や資産がこの基準を上回る人や頼れる親族がいる人には、法律専門家の窓口の情報を提供する。

エンディングプラン・サポート事業は、市役所の職員が葬儀・墓・死亡届出人・リビングウィルについての意思を本人から事前に聞き取り、書面に残して保管しておき、同時に葬儀社と生前契約を結ぶという仕組みだ。葬儀と納骨にかかる費用の上限は、25万円から30万円以内におさめ、利用者が葬儀社に先払いする。2018年現在、横須賀市は市内9社の葬儀社と協力関係にあり、契約したい市民はそのなかから自由に業者を選択する。市の職員は契約時に立ち会うほか、高齢者が亡くなった時には、本人の希望通りに行われたかをチェックする。

希望があれば、市のケースワーカーが月に1回、市役所の職員が3ヶ月に1回、生前契約をした葬儀社が半年に1回ずつ、それぞれ本人の安否確認をする。また延命治療の希望、葬儀社の連絡先などが明記された登録カード（自宅保管用、携帯用）が発行されるので、病院でも本人の意思を確認できるようになっている。

この事業では、利用者のリビングウィルは、契約する葬儀社が預かっている点が特徴として挙げられる。市役所が預かれば、年末年始や土日、開庁時間外など、緊急時に誰が対応すべきなのかという問題が生じるため、24時間365日稼働する葬儀社に預

かってもらうことで、利用者はいつでも自分の意思を医師などに伝えることが可能になった。市役所が葬儀社に提案したところ、「葬儀社の新たなサービスになる」と業者側は快諾したという。これにより、終末期から死後のお葬式、納骨までを本人の希望に沿って支援できるようになり、市役所が間に入ることにより、市民も葬儀社も安心できる仕組みが構築された。

この事業をスタートさせた背景には、市役所の職員たちが、身元が分かっており、親族に看取られ、病院や自宅で亡くなっても、引き取られない遺骨が増加しているという現実を目の当たりにしたことがある。

横須賀市内では、2003年には、身元不明のいわゆる行旅死亡者は5人で、身元が判明しているのに引き取られない遺骨は11人だったが、2014年度には、身元不明者が3人、身元判明者が57人と、この10年間で、身元も親族も分かっているのに引き取られない遺骨が急増したという。

引き取り手のない遺骨は、市役所の一角に半年から一年程度安置された後、市の無縁納骨堂へ移される（写真1）。ところが、預かる遺骨が急増した結果、市の無縁納骨堂が満杯になり、2005年、2011年、2015年の3度にわたって、無縁納骨堂から合計で600体近くの骨壺を出し、遺骨だけを別の合葬墓に再安置していた。この作業をした市役所の担当者が、「生前に本人の意思を聞いていれば、無縁納骨堂に安置されずすんだのではないか」と思いついたのが、この事業を立案するきっかけであった。

写真1 市役所の一角のロッカーに安置された遺骨



神奈川県大和市でも2016年、「葬儀生前契約支援事業」を開始した。頼る人がいないひとり暮らしの人や高齢の夫婦のみの世帯が対象で、ひとり暮らしの場合は月収額が16万円以下、預貯金が100万円以下、所有する不動産がないなどの条件がある。大和市の場合も、原則として葬儀費用は葬祭扶助基準額以内だが、本人が希望すれば、基準額以上の契約を結ぶことも可能で、契約の際には市の職員が同席する。大和市では本人が亡くなるまでの間、書類を保管するほか、定期的に本人の安否確認をおこなう。事前に登録しておけば、亡くなった時には親族や友人などに市が死亡の連絡もし

てくれるという。ひとり暮らしの人にとっては、安否確認してもらえるのは孤独死の不安の軽減につながり、心強いだろう。そのほか、千葉市は2017年7月、兵庫県高砂市では今年度から、同様の制度を開始した。

同居家族がおらず、資産がない高齢者に、元気なうちからお葬式やお墓について決めておいてもらい、できるだけ費用を自己負担してもらおうという取り組みをする自治体が出てきはじめたが、今月から開始した横須賀市の終活情報登録伝達事業は、お金の有無や同居家族の有無に関わらず、市民であれば誰でも登録できる点が特徴だ。延命治療の可否の意思があっても、延命治療が必要な時点で患者本人の意識はないので、自分で医師に伝えることはできない。ましてや、遺品整理や葬式の段取りなどは生前に考えておいても、自分が亡くなった後の話なので、誰かに意思を伝えておく必要がある。これまでは、その誰かを血縁者にゆだねるのが当然だとされてきたが、今後は、長寿化に伴って、親が亡くなる頃には、子どももきょうだいもみんな高齢になり、ゆだねることが難しくなる。そんななか、誰にでも訪れる終末期から死後の意志を、行政が血縁者に代わって伝達してくれる仕組みは、市民にとっては心強い。

さらに、横須賀市が開始した終活情報登録伝達事業でユニークなのは、墓参りを希望する人が市に問い合わせると、故人の墓の場所を開示してもらえることだ。もちろん、生前に情報を登録し、死後に開示していいという意思を持っていた市民に限られるが、友人などが墓参りを希望しているのに遺族の連絡先を知らないために、墓参できなかったというケースなどに対応できる。子どもがいない夫婦で、先立った夫の墓があるはずなのに、妻が亡くなった時に、親族が誰も墓の場所を知らないといったケースも、今後増えてくるだろう。

(ライフデザイン研究部 こたに みどり)